|  |
| --- |
| 資料 4 |
| **集団指導（居宅介護事業所）** |
|  |
| 令和５年４月 |
| 板橋区福祉部 障がいサービス課 認定給付・指導係 |
|  |

**１　指導検査について**

（１）指導検査の目的

　　事業所の運営にあたり、指定基準等に適合しているか確認し、必要に応じて助言、指導、是正の措置を行うことにより、サービス内容の質の確保及び介護給付費等の支給の適正化を図ることを目的としています。

（２）指導の形態

①集団指導

障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集め、講習等の方法により、必要な指導を行います。

②実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所又は施設を訪問し、関係者との面談方式で行い、関係書類を閲覧します。

（３）実地指導の実施方法

　　実地指導を行う場合は実施通知を送付し、検査日時、検査書類等をお知らせします。（事前に提出していただく書類と、当日用意していただく書類があります）

　　検査当日は関係者との面談、諸記録等の閲覧を行い、改善が必要な項目について講評を行います。

　　後日結果通知を送付し、文書による改善の指摘を行った場合は、結果通知後30日以内に改善報告書の提出を求めます。

　※指摘方法

　　・文書指摘：後日、文書により指導項目を通知し、改善について報告を求める

　　・口頭指導：当日、口頭で改善を求める

（４）監査について

　　サービスの内容が不当である場合又は介護給付費等の請求に不正が疑われる、実地指導の指摘事項に改善がみられない等、事業所の運営に支障が生じていることが疑われる場合に、事実確認を行い、公正かつ的確な措置を行うために実施します。

　　基準違反等の事実が確認された場合、勧告、命令されることがあります。

（５）基準条例・報酬算定の根拠法令

①事業所運営のための基準

→東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

（都条例第155号）

②報酬算定の根拠法令

報酬告示

→障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

留意事項

→障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉

サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の

制定に伴う実施上の留意事項について

**２　実地指導における指摘事例について**

1. 重要事項説明書・契約書について

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘事例 | 改善方法 |
| 重要事項説明書と運営規程、契約書の内容が異なっている | 重要事項説明書の内容は、運営規程をもとに作成し、契約に関わる詳細情報を掲載してください。運営規程と共通する項目については、内容が一致するよううにしてください。 |
| 利用契約が、管理者等と利用者間で取り交わされている | 利用契約は、利用者と法人代表が行います。事業所の代表者（管理者等）との契約になっている場合がありますので、法人代表との利用契約を取り交わしてください。 |
| 重要事項説明書と契約書の利用者の同意を、一括して得ている | 重要事項説明書と契約書は文書の役割が異なります。別々に説明し、それぞれ利用者から同意を得てください。 |

1. 秘密保持等

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘事例 | 改善方法 |
| 従業者等による個人情報の漏えいを防止するための措置を講じていない | 従業者等は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する個人情報等の秘密を漏らしてはいけません。漏えい防止策として、就業規則や雇用契約書への記載の他、誓約書の取り交わし等を行ってください。また、退職後も漏らすことがないよう、秘密保持義務が継続する旨の記載も行ってください。 |
| 利用者及び、その家族の個人情報の使用について、事前に同意を得ていない | 個人情報を他者（他の障害福祉サービス事業所等）に提供する場合、利用者だけでなくその家族についても、あらかじめ文書により同意を得てください。また、個人情報の範囲や提供する目的は具体的に記載してください。 |

1. 法定代理受領の通知

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘事例 | 改善方法 |
| 法定代理受領により支給を受けた介護給付費等の額について、利用者に通知していない | 法定代理受領（国保連合会を通して、利用者援護地から給付費の支給を受けること）により支給を受けた場合は、介護給付費を受領した後（額の確定後）、利用者に対してその額を通知してください。 |

1. 居宅介護計画の作成

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘事例 | 改善方法 |
| サービス提供責任者が、居宅介護計画に係る業務（作成、内容の説明等）を行っていない | サービス提供責任者は、その責務として居宅介護計画の作成に係る一連の業務を行ってください。また、内容の説明の際に、利用者本人及びその家族から文書により同意を得てください。 |
| やむを得ず身体拘束を行う場合に、居宅介護計画にその旨を記載していない | 障害者総合支援法上、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない、とされています。やむを得ず身体拘束を行う場合には、事業所内で検討し居宅介護計画に詳細（身体拘束を行う条件、理由）を記載し、その態様等を記録し、利用者本人や家族に十分に説明し、了承を得てください。また、行う身体拘束について、身体拘束にあたるか否か、やむを得ず身体拘束を行う要件を満たしているか、適宜確認するようにしてください。 |

1. サービス提供記録の整備

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘事例 | 改善方法 |
| サービス提供記録の記載が不十分 | 給付費請求時に必要となる「実績記録票」とは別に、サービス内容の詳細や実績時間、特記事項等を記録し、利用者本人又はその家族から確認（押印もしくは署名）を得てください。また、記録はサービス種類ごとに記録し、混在しないように行ってください。 |

1. 研修について

|  |  |
| --- | --- |
| 指摘事例 | 改善方法 |
| 研修の機会を計画的に確保していない | 事業所は従業者の資質向上のため、研修を行わなければならないとされています。研修を年度当初に計画し、実施してください。また、一部の従業者だけでなく、すべての従業者が参加できるよう、研修を数回に分けて実施する等の工夫を行ってください。研修の内容としては、介護技術のほか、虐待防止、人権擁護、苦情・事故対応等があげられます。 |
| 研修の記録が未整備 | 研修は行っていても、その記録がない場合があります。研修を行った後に、研修内容、参加者等がわかる記録をつけるようにしてください。 |

３　その他

指導検査実施方針について

　　　東京都福祉保健局は、指導検査に係る実施方針を定めております。その方針は

インターネット上に掲載されておりますので、指導検査の意義を再確認する際に

ご活用ください。

　　【東京都福祉保健局ＵＲＬ】

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/youkoutou/sidoukijyun.html

　参考様式について

東京都福祉保健局が管理している、「東京都障害者サービス情報」に、法定代理

受領通知、居宅介護計画、サービス提供記録等の参考様式が掲載されています。

以下のURLは参考様式が掲載されているページの直リンクになっておりますので、

必要な方はこちらをご活用ください。

【東京都障害者サービス情報】

https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=053-003